

新宿区告示第174号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第120条第1項の規定に基づき、四谷サンハイツマンション敷地売却組合の設立を認可したので、同法第123条第1項の規定により、次のように告示する。

令和6年3月22日

新宿区長 吉住 健一

- 1 組合の名称
四谷サンハイツマンション敷地売却組合
- 2 売却マンションの名称及びその所在地
ア 名 称 四谷サンハイツ
イ 所 在 地 東京都新宿区四谷四丁目6番1
- 3 事務所の所在地
東京都千代田区麹町三丁目12番7号2階
株式会社都市計画ラボ事務所内
- 4 設立認可の年月日
令和6年3月22日
- 5 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
当該マンション1階エントランスの掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。